

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税及び森林環境税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杵築市は、個人住民税及び森林環境税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県杵築市長

公表日

令和8年1月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税及び森林環境税に関する事務
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及び杵築市税条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の規定に従い、住民税又は森林環境税に係る以下の事務について、特定個人情報を取り扱う。 ①課税標準の算定に係る事務 ②税額の決定又は更正、賦課決定に係る事務 ③納税の告知に係る事務 ④減免に係る事務
③システムの名称	Acrocity(個人住民税、行政基本) 税務LAN課税支援システム 国税連携システム MICJET番号連携サーバ 中間サーバー eLTAXシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) 第9条第1項及び別表の24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,55の 2,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,112,115,124,125,129,130,132,1 37,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の 項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
注記欄	□ハタミ田 二〇二〇 〇〇〇一 十八日午後十時五分平成二十一年二月二〇日

請求先	税務課 T 873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1 TEL0978-62-1805
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
--------------------------	--

連絡先	税務課 T 873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1 TEL0978-62-1805
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用	
----------------	--

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申告書等に記載された個人番号や住基ネットで照会した個人番号などの本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申告書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申告書等の廃棄

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	全職員を対象とした情報セキュリティ研修やe-ラーニングを通じて個人情報の取扱いに関する基礎的な知識の習得に努めている。加えて、本業務を取扱う職員に対しては、番号法や地方税法における個人情報の取扱いに関する規定の習得を徹底すべく、研修を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月20日	I 関連情報1. ②事務の概要	地方税法等の規定に従い、住民税に係る以下の事務について、特定個人情報を取り扱う。 ①課税標準の決定又は更正に係る事務 ②税額の決定又は更正、賦課決定に係る事務 ③納税の告知に係る事務 ④個人住民税の減免に係る事務	地方税法等の規定に従い、住民税に係る以下の事務について、特定個人情報を取り扱う。 ①課税標準の算定に係る事務 ②税額の決定又は更正、賦課決定に係る事務 ③納税の告知に係る事務 ④個人住民税の減免に係る事務	事後	
平成29年7月20日	I 関連情報1. ③システムの名称	Acrocity個人住民税 税務LAN課税支援システム MICJET番号連携サーバー 中間サーバー	Acrocity個人住民税 税務LAN課税支援システム 国税連携システム MICJET番号連携サーバー 中間サーバー	事後	
平成29年7月20日	I 関連情報4. ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令)(平成26年内閣府総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第28条、第34条、第35条、第36条、第40条、第43条、第44条、第47条、第49条、第50条、第51条、第55条、第58条、第59条 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二の27の項 別表第二主務省令 第20条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令)(平成26年内閣府総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の3	事後	
平成29年7月20日	I 関連情報5. ②所属長	税務課長	税務課長 篠田 邦昭	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月20日	Ⅱしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	平成27年3月31日	2017/3/31	事後	
平成29年7月20日	Ⅱしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	2015/3/31	2017/3/31	事後	
平成30年9月27日	I 関連情報1. ③システムの名称	Acrocity個人住民税 税務LAN課税支援システム 国税連携システム MICJET番号連携サーバ 中間サーバー	Acrocity(個人住民税、行政基本) 税務LAN課税支援システム 国税連携システム MICJET番号連携サーバ 中間サーバー eTAXシステム	事後	
平成30年9月27日	I 関連情報5. ②所属長の役職名	税務課長 篠田 邦昭	税務課長	事後	
平成30年9月27日	Ⅱしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	平成29年3月31日	平成30年4月1日	事後	
平成30年9月27日	Ⅱしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	平成29年3月31日	平成30年4月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月18日	I 関連情報4. ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令)(平成26年内閣府総務省令第7号)</p> <p>第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二の27の項</p> <p>別表第二主務省令 第20条</p>	<p>番号法第19条第7号及び別表第二の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令)(平成26年内閣府総務省令第7号)</p> <p>第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3</p> <p>※番号利用法別表第二の29、71、115の項に係る主務省令は未制定。</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二の27の項</p> <p>別表第二主務省令第20条</p>	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目1. いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目2. いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	—	新様式による追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月6日	I 関連情報4. ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号及び別表第二の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令)(平成26年内閣府総務省令第7号)</p> <p>第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3</p> <p>※番号利用法別表第二の29、71、115の項に係る主務省令は未制定。</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>番号法第19条第7号及び別表第二の27の項</p> <p>別表第二主務省令第20条</p>	<p>番号法第19条第7号及び別表第二の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令)(平成26年内閣府総務省令第7号)</p> <p>第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3</p> <p>※番号利用法別表第二の29、71、115の項に係る主務省令は未制定。</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>番号法第19条第7号及び別表第二の27の項</p> <p>別表第二主務省令第20条</p>	事後	
令和1年12月6日	II しきい値判断項目1. いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和1年10月1日	事後	
令和1年12月6日	II しきい値判断項目2. いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和1年10月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月17日		<p>番号法第19条第7号及び別表第二の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令)(平成26年内閣府総務省令第7号)</p> <p>第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3※番号利用法別表第二の29、71、115の項に係る主務省令は未制定。</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二の27の項 別表第二主務省令第20条</p>	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令)(平成26年内閣府総務省令第7号)</p> <p>第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の3、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4</p> <p>※番号利用法別表第二の29、30、102、115の項に係る主務省令は未制定。</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二の27の項 別表第二主務省令第20条</p>		
令和2年11月17日	IIしきい値判断項目1. いつ時点の計数か	令和1年10月1日	令和2年10月1日	事後	
令和2年11月17日	IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	令和1年10月1日	令和2年10月1日	事後	
令和2年11月17日	IVリスク対策8. 監査 実施の有無	[○]外部監査	[]外部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月26日	I 関連情報4. ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号及び別表第二の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令)(平成26年内閣府総務省令第7号)</p> <p>第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3 ※番号利用法別表第二の29、71、115の項に係る主務省令は未制定。</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二の27の項 別表第二主務省令第20条</p>	<p>番号法第19条第8号及び別表第二の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令)(平成26年内閣府総務省令第7号)</p> <p>第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の3、第45条、第47条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 ※番号利用法別表第二の29、30、102、115の項に係る主務省令は未制定。</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二の27の項 別表第二主務省令第20条</p>	事後	
令和3年11月26日	II しきい値判断項目2. いつ時点の計数か	令和2年10月1日	令和3年10月1日	事後	
令和3年11月26日	II しきい値判断項目2. いつ時点の計数か	令和2年10月1日	令和3年10月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月26日	I 関連情報4. ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令)(平成26年内閣府総務省令第7号)</p> <p>第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の3、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 ※番号法別表第二の29、30、102、115の項に係る主務省令は未制定。</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二の27の項別表第二主務省令第20条</p>	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令)(平成26年内閣府総務省令第7号)</p> <p>第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 ※番号法別表第二の29、30、102、115の項に係る主務省令は未制定。</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二の27の項別表第二主務省令第20条</p>	事後	
令和5年3月6日	IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	令和3年10月1日	令和4年10月1日	事後	
令和5年3月6日	IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	令和3年10月1日	令和4年10月1日	事後	
令和5年3月6日	IVリスク対策8. 監査 実施の有無	[]外部監査	[○]外部監査	事後	
令和5年12月27日	IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	令和4年10月1日	令和5年10月1日	事後	
令和5年12月27日	IIしきい値判断項目2. いつ時点の計数か	令和4年10月1日	令和5年10月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月27日	IVリスク対策8. 監査 実施の有無	[○]外部監査	[]外部監査	事後	
令和5年12月27日	評価書名	個人住民税に関する事務	個人住民税及び森林環境税に関する事務	事前	
令和5年12月27日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	杵築市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	杵築市は、個人住民税及び森林環境税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	事前	
令和5年12月27日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務①事務	個人住民税に関する事務	個人住民税及び森林環境税に関する事務	事前	
令和5年12月27日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及び杵築市税条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の規定に従い、住民税に係る以下の事務について、特定個人情報を取り扱う。 ①課税標準の算定に係る事務 ②税額の決定又は更正、賦課決定に係る事務 ③納税の告知に係る事務 ④減免に係る事務	地方税法その他の地方税に関する法律及び杵築市税条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の規定に従い、住民税又は森林環境税に係る以下の事務について、特定個人情報を取り扱う。 ①課税標準の算定に係る事務 ②税額の決定、更正又は賦課決定に係る事務 ③納税の告知に係る事務 ④減免に係る事務	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月27日	I 関連情報4. ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号及び別表第二の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令)(平成26年内閣府総務省令第7号)</p> <p>第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の3、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 ※番号利用法別表第二の29、30、102、115の項に係る主務省令は未制定。</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二の27の項</p> <p>別表第二主務省令第20条</p>	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121の項</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二の27の項</p>	事後	
令和7年1月27日	I 関連情報3. 個人番号の利用 法令上の根拠	第9条第1項及び別表第一の16の項	第9条第1項及び別表の24の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	I 関連情報4. ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二の1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121の項</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第二の27の項</p>	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の 1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,172,173の項</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項</p>	事後	
令和7年1月27日	II しきい値判断項目1. いつ時点の計数か	令和5年10月1日	令和6年10月1日	事後	
令和7年1月27日	II しきい値判断項目2. いつ時点の計数か	令和5年10月1日	令和6年10月1日	事後	
令和7年1月27日	Vリスク対策8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和7年1月27日	Vリスク対策8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関する手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人の確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告書等に記載された個人番号や住基ネットで照会した個人番号などの本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申告書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申告書等の廃棄 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	Vリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和7年1月27日	Vリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	
令和7年1月27日	Vリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		全職員を対象とした情報セキュリティ研修やe-ラーニングを通じて個人情報の取扱いに関する基礎的な知識の習得に努めている。加えて、本業務を取扱う職員に対しては、番号法や地方税法における個人情報の取扱いに関する規定の習得を徹底すべく、研修を実施している。	事後	
令和8年1月23日	I 関連情報4. ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の 1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58, .59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90, 91,92,96,98,106,108,115,124,125,129,130,132,13 7,138,140,141,142,144,147,151,152,155,156,158, 160,161,163,164,165,166,167,168,169,170,171,17 2,173の項</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項</p>	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の 1,2,3,4,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,55の 2,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88 .89,90,91,92,96,98,106,108,112,115,124,125,129, 130,132,137,138,140,141,142,144,147,151,152,15 5,156,158,160,161,163,164,165,166,167,168,169, 170,171,172,173の項</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項</p>		
令和8年1月23日	II しきい値判断項目1. いつ時点の計数か	令和6年10月1日	令和7年10月1日		
令和8年1月23日	II しきい値判断項目2. いつ時点の計数か	令和6年10月1日	令和7年10月1日		